

中小企業への4月施行・最高裁判決を踏まえ いわゆる同一労働同一賃金への企業の対応実務

今年度は、パワハラ防止措置の法制化、賃金請求権の消滅時効延長などの法改正のほか、10月には非正規社員と正社員の待遇差が不合理かを争う5つの訴訟に、最高裁判決がありました。また、新型コロナウイルス禍を機にテレワークが一気に広まるなど働き方など環境が急激に変化しております。法改正、環境変化に伴う個々適切な対応は、人事労務担当者の重要な業務の一環となっております。

そこで、労働法の第一人者である安西弁護士が、同一労働同一賃金への企業の対応について分かり易く明快に解説いたします。

経営者・経営幹部、人事労務・総務部門の管理者・担当者ならびに企業を指導する社会保険労務士の方々などにご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

日時 令和3年3月26日(金) 13時30分～16時30分

場所 高松商工会議所会館 5階 501会議室 (高松市番町2丁目2番2号)

講師 安西法律事務所 弁護士 ^{あん ざい} 安西 ^{まさる} 愈 氏

講師紹介



昭和33年高松商業高校卒業後、香川労働基準局に入局。昭和39年労働省労働基準局監督課へ配置換え、昭和43年勤務中に司法試験合格、昭和44年労働省退職、昭和46年弁護士登録、現在に至る。

この間、第一東京弁護士会副会長(昭和60年)、中央大学講師(昭和62年～平成15年)、最高裁判所司法研修所教官(平成4年～平成7年)、東京地方最低賃金審議会会長(平成11年～平成24年)などを歴任、第一東京弁護士会労働法制委員長(平成17年～)

[著書]

「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」、「部下を持つ人のための人事・労務の法律」、「人事の法律常識」、「新版 労働者派遣法の法律実務」など多数

講座内容

第1. いわゆる同一労働同一賃金とは

1 同一労働同一賃金ではなくパート・有期労働者の待遇改善
— 賃金のみでなく、休日・休暇・福利厚生など含む —

2 合理的でなく「不合理な相違」の禁止
— 相違を前提にどこから民事上不法行為になるのか — ほか

第2. 不合理な労働条件の差が違法(不法行為)で損害賠償義務が発生とは

1 待遇の相違の判断基準はどうなっているのか
— 包括的企業一家意識から具体的合理的理由へ —

2 いわゆる判断の三要素と待遇の性質・目的との関係は
— 一つ一つの待遇ごとに判断される — ほか

第3. 具体的な待遇項目と不合理な相違か否かの判断をめぐって

1 「労働」に対し「賃金を支払う」契約的なものになぜ手当項目別に不合理性が発生するか
— 経済的労働対価ではなく法的視点での規制のため —

2 ノーワーク・ノーペイでない月給制と時給・日給制の相違は不合理の問題にならないのか
— 提供される労働の受領の形態の相違で三要素の外か — ほか

第4. 中小企業への4月施行の法改正への対応

— 重要となる説明義務・賃金規程の改正 —

1 労働契約法第20条の解釈・取扱いと改正法は異なるのか

2 賃金の労使決定に行政はどこまで指導介入できるのか ほか

申込要領

申込方法・支払方法

- ・下記「参加申込書」に所要事項をご記入のうえ、令和3年3月16日(火)までにファックスにて、お申込ください。なお、受付票は発行いたしませんので、直接会場までお越し下さい。
 - ・準備の都合上、3月16日(火)以降の参加取消しの場合、参加費の返却はいたしかねますので、代理の方のご参加をお願いします。
 - ・お手数ですが、下記口座まで参加費をお振込み下さるようお願いいたします。お振込みの場合、振込控をもって領収証に代えさせていただきます。なお、恐れ入りますが、振込手数料は貴社・団体にてご負担をお願いいたします。
- ※3密にならないよう感染防止対策を行ったうえで開催いたします。皆様におかれましてもマスク等の準備をお願いいたします。

お申込み・お問い合わせ

香川県経営者協会

「令和2年度 労働法実践セミナー」係

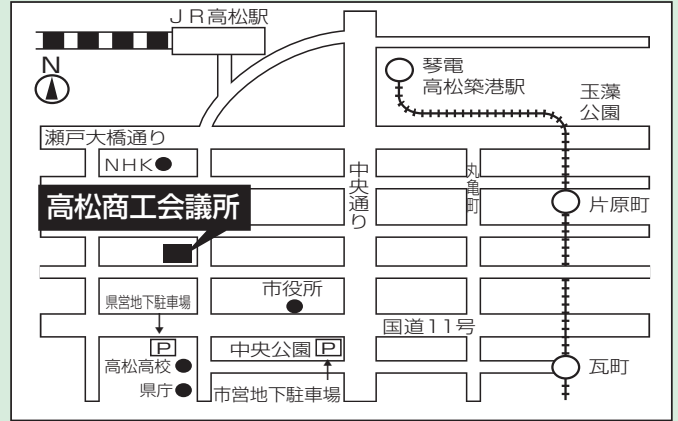
(担当: 植田、谷口)

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号
TEL (087) 821-4691 FAX (087) 825-9274

個人情報の取扱について

- (1) 参加お申込みによりご提示いただきました個人情報は、本セミナーに関わるご連絡、参加者名簿の作成など運営上の管理ならびに当協会が主催・実施する各種事業におけるサービスのご提供や事業のご案内のために利用させていただきます。法令に基づく場合等を除き、事業関係者以外の第三者に開示・提供いたしません。
- (2) 本パンフレット記載事項の無断転載をお断りいたします。

会場案内



- JR高松駅より徒歩で約10分、車で約5分
- 高松中央I.Cより車で約20分
- 高松西I.Cより車で約20分

参加費・振込先

《参加費》(1名につき)

香川県経営者協会・香川県社労士会 ・労働法ビジネスセミナー会員	10,000円 (資料代等を含みます)
会員外	12,000円 (")

《振込先》

	百十四銀行本店	香川銀行本店
口座(普通)	1233480	3503823
名義(共通)	香川県経営者協会	

令和 年 月 日

香川県経営者協会 行き

FAX : 087-825-9274

※お申込みはFAXにてお願いします。

「令和2年度 労働法実践セミナー(安西弁護士)」参加申込書

会社名・団体名 _____ 所在地 〒 _____

申込者(所属・役職) _____ (氏名) _____

TEL () _____ FAX () _____

●請求書(要・否)

	所属・役職名	氏名
会員・ 会員外		
会員・ 会員外		
会員・ 会員外		

参加費 円× 名= 円(銀行 月 日振込予定) ※参加者多数の場合は、本申込書をコピーしてご利用ください。